十五　平成三十年総務省告示第三百十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［1～3　略］

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～8　略］		
9	(1)　神奈川県横須賀市久里浜9－2－1　(133.10) (2)　神奈川県厚木市七沢字奥山3067―ロ　(1258.70)	北緯35度12分47秒東経139度42分58秒の地点と北緯35度17分05秒東経139度33分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度18分08秒東経139度31分38秒の地点と北緯35度26分27秒東経139度13分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

改正前

［1～3　同左］

4　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～8　同左］		
9	(1)　神奈川県横須賀市久里浜9－2－1　(133.10) (2)　神奈川県厚木市七沢字奥山3067―ロ　(1258.70)	北緯35度12分47秒東経139度42分58秒の地点と北緯35度17分05秒東経139度33分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度18分08秒東経139度31分38秒の地点と北緯35度26分27秒東経139度13分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　神奈川県逗子市池子4―903―3　(138.00) (2)　神奈川県横浜市磯子区新磯子町37―1　(116.90)	北緯35度18分39秒東経139度36分24秒の地点と北緯35度18分44秒東経139度36分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度18分47秒東経139度36分27秒の地点と北緯35度23分01秒東経139度37分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度23分17秒東経139度37分57秒の地点と北緯35度23分42秒東経139度38分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度24分04秒東経139度38分13秒の地点と北緯35度24分17秒東経139度38分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十六　平成三十一年総務省告示第九十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～94　略］		

改正前

［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～94　同左］		